旭川市告示第５４２号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び旭川市契約事務取扱規則（昭和３９年旭川市規則第２２号）第３条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和８年１１月９日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約担当部局

〒０７０－０８２１　旭川市近文町１３丁目

旭川市環境部循環型社会推進課　旭川市近文清掃工場

電話　０１６６－５３－８９８９

ＦＡＸ　０１６６－５３－７７３７

２　入札に付する事項

⑴　入札件名　　旭川市近文清掃工場の発電余剰電力売却

⑵　予定売却電力量　　３，３６５，０００ｋＷｈ

⑶　電力の特質等　　余剰電力売却入札説明書（以下「入札説明書」という。）のとおり

⑷　売却期間　　令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

⑸　売却場所　　入札説明書のとおり

⑹　入札書の記載方法

入札書に記載する金額は１ｋＷｈ当たりの単価とし、銭単位まで記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

また、消費税及び地方消費税の税率は、１０％とする。

３　入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

⑴　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

⑵　地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

⑶　公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑸　国税及び市町村税の滞納がないこと。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第３４条第４項による公表がなされていない者であること。

⑹　売却した電力を主として小売電気事業の用に供する電力として使用する者で、入札公告日までの２年間において、履行期間を１年以上とする契約で年間３００万ｋＷｈ以上の高圧電力又は特別高圧電力を調達した実績を有する者であること。

４　入札説明書を交付する場所及び問合せ先

１に同じ。なお、入札説明書は旭川市ホームページ（環境部循環型社会推進課旭川市近文清掃工場のページ）においてダウンロードできる。

（https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/294/297/d068290.html）

５　入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、３に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

⑴　提出期限　令和８年１１月１９日（木）午後５時

⑵　提出場所　１に同じ。

6　入札書の提出場所等

⑴　開札の日時及び場所

ア　開札日時　　令和８年１２月７日（月）午後１時３０分

イ　開札場所　　旭川市近文町１３丁目　旭川市近文清掃工場２階小会議室

⑵　開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

⑶　開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札が始まる１０分前までに１に申し込むこと。

なお、開札会場の都合により傍聴人は先着１０名までとする。

⑷　入札書の提出方法

入札書（様式第６号）を作成し、郵送で提出することとし、提出期限までに必着のこと（持参、ファクシミリ又は電子メールによる入札は認めない。）。

⑸　入札書の提出期限及び場所

ア　提出期限　　令和８年１２月４日（金）午後５時

イ　提出場所　　１に同じ。

7　入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市余剰電力売却入札心得（郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において３に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8　入札手続等

⑴　入札保証金　免除する。

⑵　契約保証金　要する。

契約を締結しようとする者は、仕様書等で示した予定売却電力量に契約単価を乗じて得た総額の１００分の１０以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札した者が旭川市契約事務取扱規則第２４条の規定に該当する場合は免除する。

⑶　契約書作成の要否　要する。

⑷　落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　最低制限価格の設定　無

⑹　支払条件　毎月後払いとし、詳細は余剰電力売却仕様書によるものとする。

⑺　詳細は入札説明書による。